

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に 給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以 下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に おける当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、 休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。 以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若し しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等 に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下 「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条 第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定め られた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条 例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を<u>そ れぞれ条例に規定する額に乗じて得た額</u>（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て た額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負 担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤 務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に 定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に 給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以 下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に おける当該特殊勤務手当の額は、<u>それぞれ条例に規 定する額に</u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例 （平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条 例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県 費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平 成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤 務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4 項の規定により勤務時間が定められた者にあつては その者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は 県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定す る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額 に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨 てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費 負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により 勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別 に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教員特殊業務手当（条例第23条第1項第7号 及び第8号の業務に限る。）</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。